

別表(第2条関係)

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市工事等の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、確認申請書、確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 市工事等の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 6か月以内</p>
<p>3 県内における工事等で市工事等以外のもの（以下「一般工事等」という。）の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、市工事等の施工等に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上 4か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 6か月以内</p>
<p>6 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 市工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上 4か月以内</p>

<p>8 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上 2か月以内</p>
<p>(贈賄) 9 次に掲げる者が本市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>イ 代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）</p>	<p>6か月以上 24か月以内</p>
<p>ロ 一般役員等（有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のものをいう。以下同じ。）</p>	<p>5か月以上 18か月以内</p>
<p>ハ 使用人（有資格業者の使用人で一般役員等以外のものをいう。以下同じ。）</p>	<p>3か月以上 12か月以内</p>
<p>10 次に掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>イ 代表役員等</p>	<p>5か月以上 18か月以内</p>
<p>ロ 一般役員等</p>	<p>3か月以上 12か月以内</p>
<p>ハ 使用人</p>	<p>2か月以上 6か月以内</p>
<p>11 次に掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>イ 代表役員等</p>	<p>5か月以上 18か月以内</p>
<p>ロ 一般役員等</p>	<p>2か月以上 6か月以内</p>
<p>ハ 使用人</p>	<p>1か月以上 3か月以内</p>

<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>12 次の場合において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>イ 市工事等に係る違反行為</p> <p>ロ 県内における他の公共機関の発注工事等に係る違反行為（上記イに掲げる場合を除く。）。</p> <p>ハ 上記イ及びロ以外の工事等に係る違反行為</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6か月以上 24か月以内</p> <p>5か月以上 18か月以内</p> <p>3か月以上 12か月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>13 市工事等に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>14 次に掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等又は使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6か月以上 24か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>5か月以上 18か月以内</p> <p>3か月以上 12か月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>15 市工事等に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>16 建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2か月以上 9か月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上 9か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>17 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上 9か月以内</p>

<p>18 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 9か月以内</p>
<p>(暴力団等)</p>	
<p>19 有資格業者である個人、有資格業者の役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、暴力団員であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6 か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまでの期間</p>
<p>20 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2か月以上 6か月以内</p>
<p>21 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2か月以上 6か月以内</p>
<p>22 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2か月以上 6か月以内</p>
<p>23 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2か月以上 6か月以内</p>